

平成 18 年旭市議会第 4 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 18 年 12 月 4 日（月曜日）午前 10 時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明

出席議員（24 名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩

15番 林 俊 介
 17番 林 一 雄
 19番 嶋 田 茂 樹
 21番 高 橋 利 彦
 24番 神 子 功

16番 明 智 忠 直
 18番 高 木 武 雄
 20番 向 後 和 夫
 22番 林 正一郎
 26番 林 一 哉

欠席議員（2名）

23番 鈴 木 正 道

25番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病院事務部長 今 井 和 夫
 秘書広報課長 野 口 徳 和
 財 政 課 長 高 埜 英 俊
 市 民 課 長 林 久 男
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課主幹 加 瀬 恭 史
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 山 崎 健 次
 飯岡支所長 佐久間 俊 雄
 会 計 課 長 宮 本 英 一
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 多 田 清 司
 監 査 委 員 長 平 野 哲 也
 飯岡荘支配人 野 口 國 男

助 役 重 田 雅 行
 病院事業者 吉 田 象 二
 総 務 課 長 増 田 雅 男
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 江ヶ崎 純 敏
 環 境 課 長 小長谷 博
 健康管理課長 浪 川 敏 夫
 高齢者福祉課長 横 山 秀 喜
 農水産課長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 海上支所長 木 内 孫兵衛
 干潟支所長 木 内 國 利
 消 防 長 佐 藤 眞 一
 庶 務 課 長 在 田 豊
 生涯学習課長 花 香 寛 源
 農業委員会事務局長 小 田 雄 治
 病院事務次長 伊 東 一 直

事務局職員出席者

事務局 長 来 栖 昭 一

事務局 次長 石 毛 健 一

開会 午前 10 時 0 分

- 副議長（高木武雄） おはようございます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本会議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第 1 開 会

- 副議長（高木武雄） ただいまの出席議員は24名、議会は成立いたしました。

これより平成18年旭市議会第 4 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 議長報告事項

- 副議長（高木武雄） 日程第 2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、第 3 回定例会において採択いたしました農地・水・環境保全向上対策に関する請願の処理経過及び結果についてもお配りいたしましたので、ご了承いただきたいと思います。

日程第 3 会議録署名議員の指名

- 副議長（高木武雄） 日程第 3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。9番、嶋田哲純議員、10番、柴田徹也議員、以上の2議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

- 副議長（高木武雄） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第4回定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 副議長（高木武雄） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

- 副議長（高木武雄） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第13号までの13議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 副議長（高木武雄） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、助役、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第5 議案上程

○副議長（高木武雄） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第13号までの13議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成18年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 3号 平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について

議案第 4号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について

議案第 5号 基本構想を定めることについて

議案第 6号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について

議案第 9号 東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議
について

議案第10号 東総衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第11号 東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第12号 財産の取得について

議案第13号 専決処分の承認について

日程第6 提案理由の説明並びに政務報告

○副議長（高木武雄） 日程第6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成18年旭市議会第4回定例会を招集させていただき、平成18年度一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ4,220万円を追加し、予算の総額を262億1,500万円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金に1,778万6,000円、県支出金に3,467万8,000円、寄附金に45万円、繰入金に1,230万円を追加し、諸収入から341万4,000円、市債から1,960万円を減額するものであります。

歳出については、議会費に309万4,000円、総務費に682万9,000円、労働費に778万8,000円、消防費に971万5,000円、教育費に8,793万8,000円、諸支出金に180万円を追加し、民生費から2,443万8,000円、衛生費から240万4,000円、農林水産業費から2,311万1,000円、商工費から907万2,000円、土木費から1,585万9,000円を減額するものであります。

議案第2号は、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ818万2,000円を追加し、予算の総額を31億8,962万5,000円とするものであります。

議案第3号は、平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、職員1名の増員に伴う職員給与費の増額を行うものであります。

議案第4号は、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支において、収入から207万5,000円、支出から164万5,000円を減額するものであります。

また、資本的収支において、収入に200万円、支出に耐震診断など施設改善対策として876万7,000円を増額するものであります。

議案第5号は、基本構想を定めることについてでありまして、地方自治法第2条第4項に定める本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針として、基本構想を定めるにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

構想の期間は平成19年度からの10年間とし、まちづくりの基本理念を「自立・共生・協働によるまちづくり」、将来都市像は新市建設計画を尊重し「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市 旭」、副題を「日本一住みよいまちを目指して」と設定し、6つの分野に整理した施策の大綱を定めるものであります。

なお、より具体的な施策を定める基本計画については、基本構想の議決を経たのち、総合計画審議会等のご意見をいただきながら、来る3月議会に報告できるよう策定事務を進めてまいります。

議案第6号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、神西住宅の8戸2棟及び双葉団地の2戸2棟を用途廃止するため、戸数の規定について所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、昨年の合併以来課題となっていた不均一料金を改め、今後3年間の財政計画に基づいた料金改定を行うため所要の改正をするものであります。

本市水道事業は、一般会計及び県からの助成を受けながら運営してまいりましたが、今後の事業運営を勘案しますと補助金の減少、企業債償還金の増額など、企業努力だけでは事業の健全性は保てないと判断し、料金の値上げをお願いするものであります。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議案第8号は、千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議についてでありまして、地方自治法第284条第3項の規定による広域連合を設置するに際し、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の制定を関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

なお、この広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度に係る事務の一部を処理することを目的として、県内すべての市町村をもって組織するものであります。

議案第9号から議案第11号までは、旭市が構成団体となっている一部事務組合の規約改正について関係地方公共団体と協議するにあたり議会の議決を求めるものでありまして、地方自治法の一部改正に伴い、収入役を会計管理者に改める等、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第10号は、東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第11号は、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

議案第12号は、財産の取得についてでありまして、旭市コミュニティバスとして37人乗り小型バス2台を購入することについて、指名競争入札を執行し仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第13号は、専決処分の承認についてでありまして、平成18年度旭市一般会計補正予算について、あさひ健康パーク整備事業の工事請負業者が倒産したことによる再度の工事発注と旭クリーンセンターの粗大ごみ処理施設における爆発事故の復旧にあたり急施を要したため、専決処分をしたものであります。

次に、この機会に当面する市政の近況についてご報告申し上げます。

初めに、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険制度の改正により、新たに創設された地域密着型サービスと介護予防事業の実施に向けた基盤整備については、6月に策定した旭市介護施設等整備計画に沿って進めております。

地域密着型サービスとしての認知症対応型グループホームは、社会福祉法人愛仁会が1ユニット、小規模特別養護老人ホームは、社会福祉法人東風会がユニット型で16床を新設し、地域支援事業としての介護予防拠点整備は、社会福祉法人旭福祉会が既存施設を改修して実施することになり、それぞれ工事を開始いたしました。

各施設の完成後は、自宅で暮らすことが困難な高齢者に身近な場所で暮らしていただけるようになるとともに、予防が必要な高齢者の方々には介護予防拠点を大いに活用して健康の維持増進を図り、国が目標とする「活動的な85歳」を目指していただきたいと考えております。

次に、社会福祉について申し上げます。

去る9月18日の敬老の日に、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3か所において恒例の敬老大会を開催いたしましたところ、昨年を上回る2,200人余りの参加をいただき、文化協会の皆様による芸能や保育所児童によるお遊戯などで楽しい一時を過ごしていただきました。

次に、地域福祉計画等の策定について申し上げます。

市では、社会福祉法の理念のもと、福祉に関する課題を地域社会の中で解決することを目的に、福祉サービスの利用推進、住民参加などの福祉を支える環境づくりの考え方や目標等を明らかにする「地域福祉計画」と、その下位計画として障害者のための施策に関する基本的な計画、さらには各種サービスや支援体制の確保に関する計画として定める「障害者計画・障害者福祉計画」の策定作業中であります。

策定にあたっては、市民の代表者や有識者で構成する計画策定委員会を設置するとともに、庁内の関係課職員による検討部会を立ち上げて作業を進めており、関係者各位や市民の皆様のご意見をできる限り取り入れながら、来年3月には計画決定をしたいと考えております。

また、11月27日に障害を持つ児童の保護者の会「東総地域の療育を考える会」から2万9,860人の署名を添えて「地域総合療育センターの設置」の要望書が提出されました。また、同様の要望書を県知事宛にも提出すると聞いております。

これは、医療制度改革の結果、障害を持つ児童の機能訓練を実施していた市内の診療所が、

リハビリ科を閉鎖し、児童の受け入れをやめたことに端を発するものであり、こうした児童・保護者にとっては切実な問題であることから、市といたしましては、県とも十分に相談し、旭中央病院の機能を活用して、何らかの対応ができないか、検討してまいりたいと考えております。

次に、保健事業について申し上げます。

6月から実施してきた基本健康診査については、4か所の保健センターでの集団診査、市内医療機関における個別診査、診査結果を受けた結果説明会もすべて終了いたしました。

受診者数の合計は1万2,046人で、前年度に比べ532人増えており、内訳は、集団診査が9,099人、個別診査が2,947人でありました。

今後は、健康診査の結果を踏まえて、注意が必要な方への生活指導や、医療機関への受診指導により適切な治療に結びつけるなど、市民の健康づくりに努めてまいります。

次に、義務教育施設の整備状況について申し上げます。

海上中学校建設事業については、外装工事がほぼ終わり、内装工事と外構工事を残すところとなっております。平成19年2月の完成に向けて順調に進捗しております。

本年度に実施した耐震診断の結果から、地震補強を実施することとした小学校7校、中学校2校のうち、干潟小学校、共和小学校、豊畑小学校、飯岡小学校及び干潟中学校の5校の地震補強工事は、本年度の工事着手に向けて、現在、実施設計業務を進めております。

残りの、中央小学校、滝郷小学校、鶴巻小学校及び第一中学校の4校については、平成19年度に工事を実施するため、今議会に提案する補正予算に実施設計委託料を計上させていただきました。

また、第二中学校については、本年度、屋内運動場の改築工事に着手し、教室棟及び管理棟については、平成19年度から計画的に改築工事を進めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

現在、小・中学校におけるいじめ等が大きな社会問題となっていることから、10月26日に臨時校長会を招集し、対応を検討いたしました。いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを十分認識し、日頃から子供達が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めるよう再確認するとともに、悩みをもつ子どもや保護者が直接教育委員会にも電話で相談できるよう、児童・生徒全員に「子ども電話相談カード」を配布いたしました。

これらにより、いじめ等の早期発見、早期対応に努め、痛ましい事件を予防してまいりま

す。

また、小学校への侵入者対策として、緊急警報システムを順次設置してまいりましたが、2月末までに市内全小学校への設置が完了する見込みとなりました。今後も様々な対策を検討しながら小学校の安全確保に努めてまいります。

キャリア教育推進事業については、琴田小、嚶鳴小、中和小の6年生112名が半日の職場見学、中学2年生655名全員が3日間の職場体験を実施いたしました。

これらの職場体験活動により、仕事の苦労や喜びを知り、将来の職業への関心と意欲を高めることができました。

次に、社会教育について申し上げます。

11月25日、26日の両日にわたり、第2回旭市生涯学習フェスティバルを東総文化会館において開催いたしました。

25日は市内小・中学生、高校生、青年等の代表25名による意見発表大会が行われ、ふだん考えていることや体験を通じた感想などの非常に興味深い発表があり、26日には、各社会教育施設で行っている教室・講座の発表や、東海林のり子さんによる「いきいき人生の秘訣」と題した文化講演会が行われました。この2日間の参加者は約1,500人を数え、大盛会となりました。

文化振興については、市民参加型事業の一つとして定着してまいりました市民ミュージカルを、10月28日に東総文化会館を会場として開催し、出演した小学校3年生から67歳まで総勢40名の熱演に、観覧された多くの皆様から称賛の拍手をいただきました。

このほか、10月28日から11月5日までの間、地区文化祭を開催し大勢の参加をいただいたところであります。

体育振興については、11月12日に旭スポーツの森公園において、グラウンドゴルフやドッジボール等の軽スポーツを中心とした「健康体力づくりフェスティバル」を開催し、小学生から高齢者まで776名の参加をいただき、好天の中、気持ちの良い汗をかきながら各種目を楽しんでいただきました。

また、平成22年に千葉県で開催されます「第65回国民体育大会」につきましては、11月22日に「ゆめ半島千葉国体旭市準備委員会設立発起人会」を開催し、本年度内に準備委員会を設置できるよう準備を進めております。

次に、商業振興について申し上げます。

商工会では、市内全域の商店等を対象とする「旭市商業振興連合会」を立ち上げ、合併記

念事業の一環として、去る11月26日に、1万円で1,000円のプレミアムが付いた共通商品券を5,000セット販売いたしました。

市といたしましても、この事業に助成しておりますが、商工会を中心に、市内の商店等が一丸となって振興策に取り組んでいるものであり、この共通商品券の普及が個人消費の喚起と商店街の活性化につながるものと期待しているところであります。

次に、観光について申し上げます。

去る10月29日に、ＪＲ東日本の主催により、飯岡駅を起点に刑部岬展望館までの約11キロメートルの区間で、本市では初めての試みとなる「駅からハイキング」が実施されました。

当日はあいにくの雨天で、参加者は当初の申し込みから半減したものの、県内外から約500名の参加があり、飯岡荘でのつみれ汁等のサービスやイワシの無料配布など、来訪者から大変好評をいただきました。

この行事は、本市をＰＲする有効な手段となりますので、来年度以降も定着できるよう関係機関に働きかけてまいります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

11月には、合併後２回目の「いきいき旭・産業まつり」、「ふるさとまつりひかた」、「海上産業まつり」を、各地域の特色を生かしたまつりとして、例年以上の多くの来客をいただき、盛況のうちに開催することができました。「ふるさとまつりひかた」には堂本千葉県知事も駆けつけ、旭の農業の力と生産者の意気込みを肌で感じていただきました。

次に、農業について申し上げます。

干潟地区の「大原幽学遺跡の水田」を活用した都市との交流事業については、５月に田植え体験、７月に草取り作業、９月に稲刈り体験、10月には収穫祭を大勢の都市住民を迎え実施いたしました。参加者の作業に取り組む真剣な表情や、地元住民と触れ合う笑顔を見て、農作業で「都会から人を呼べる」との認識を強く持ったところであります。

すでに来年度以降、新たに団体で参加したいとの要望も届いており、地元関係者の協力を得ながら、より大きな輪へ広げていきたいと考えております。

また、11月２日には市内の花き農業者が主体となり、「ちば 花と緑の生産者紹介」が成田ビューホテルにおいて開催され、多くの花き市場・販売関係者との商談の機会を持つとともに、翌日には生産現場を直接見ていただく等の情報交換会が実施されました。

生産者自ら販売努力をする姿を目の当たりにして頼もしさを感じたところであります。

基幹産業を農業とする本市においては、経営感覚の優れた農業経営者の育成確保が重要で

あり、各種の研修会を開催しているところでありますが、去る10月13日には東総文化会館において、徳島県上勝町から「もみじ」等の葉っぱビジネスで有名な「株式会社いろどり」の横石知二さんを、また、岩手県遠野市から女性の力で地域づくりを進められた菊池ナヨさんを講師に迎え、「東総耕地の将来像を考える研修会」を開催いたしました。アイデアとバイタリティあふれる講師の興味深い講演で、参加した農業者にとって非常に有意義な研修会となりました。

また、去る10月27日には、旭市農業委員会より建議書が提出され、遊休地・耕作放棄地対策、生産・流通対策など今後の旭市農業の発展に係るさまざまな提案をいただきました。市といたしましても、提案された事項について真摯に調査、検討してまいりたいと考えております。

さらに、11月27日には、市内各地区の若い認定農業者を対象として、市の農業行政に対する意見を聞く懇談会を開催いたしました。若い経営者から将来の農業経営に対し意欲ある発言を聞き、たいへん心強く感じるとともに、関係機関と一体となった、なお一層の支援が必要であると感じております。

次に、都市公園事業について申し上げます。

袋公園については、イベント広場西側の修景施設工事に着手し、公園整備の概要が整うこととなりました。また、本年度中にはトイレの整備も行い、市民の皆様が利用しやすく憩える公園になるように整備してまいります。

また、あさひ健康パーク整備事業については、8月にパークゴルフ場の造成工事に着手いたしましたが、施工業者の倒産により工期に約1か月の遅れを生じました。

現在は、新たな業者により工事を再開し、工期の遅れを取り戻すべく全力を尽くしております。また、本年度中には旧福祉センターと勤労青少年ホームの解体、防風と飛砂防止のための植栽、芝張りを行い、19年度末の完成を目指して事業を進めてまいります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めているところであり、本年度は、11月30日現在51件の工事を発注いたしました。

主な工事は、1級2号線長部地先の歩道整備では前年度の延伸として用地の確保ができた約500メートルの区間、通学路として整備する新海上中学校南側4061号線、椎名団地周辺の雨水排水対策としての排水路整備については下流部の十日市場側から184メートルの区間などであり、種目別には、道路維持補修工事26件、道路改良工事20件、排水路整備工事1件、

交通安全施設整備工事 4 件であります。

次に病院事業について申し上げます。

今年度実施されました診療報酬マイナス改定等の影響もあり、病院事業を取り巻く環境は引き続き厳しいものがありますが、病床利用率は98.1%と順調に推移しております。

一方、近隣病院において医師不足による診療科の縮小や廃止が相次いでいる現状から、県東部地域の基幹病院としての役割を十分に果たすため、近隣の病院や自治体と協議しながら、医師派遣や空床情報の交換等病院間の連携強化を推進してまいります。

さらに、中央病院本体においても、基幹病院としての責任を果たしていくためには、恒久的な医師・看護師の確保やそれに見合った病院機能の向上が必要であると考え、病棟の再整備について、病院内に建設委員会を設置し、病院のあるべき姿、現有施設との整合、耐震化問題、何よりも財政計画的な見通し等について詳細な検討を進めており、今後、議会にもご相談し、また、国・県の指導も仰ぎながら早期に計画を固めてまいりたいと考えております。

次に、国民宿舎飯岡荘の施設改善について申し上げます。

先に実施いたしました経営診断では、施設整備の改善と運営内容の見直し抜きには、利用客の減少に歯止めをかけるのは難しいとの結果が示されました。

これを受け、国民宿舎運営委員会において協議を重ねているところであり、会議では、施設整備のグレードアップが必要であること、旭市の豊富な食材を生かすこと、利用客のターゲットを絞ること、スポーツ施設を生かすこと等の意見が出されております。

また、庁内の子育て世代の職員による検討グループも設置し、さまざまな意見をいただきながら、旭市観光の拠点となる宿泊施設として、最良の改善方法を見出してまいりたいと思っております。

次に交通安全対策について申し上げます。

去る10月31日に旭市交通安全対策会議を開催し、本市における交通安全対策の指針として、第8次旭市交通安全計画を決定いたしました。

本計画は、平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とし、人優先を基本として、道路交通の安全対策では「少子高齢社会への対応」、「歩行者の安全確保」、「一人ひとりの意識改革」、「ITの活用」の四つの視点を重視し、「交通安全思想の普及徹底」、「安全運転の確保」、「道路交通環境の整備」などの八つの柱を中心に各種施策を推進することにより、1年間の死者数を4人以下、死傷者数を435人以下にしようとするものであります。

今後、この交通安全計画に基づき、安全・安心なまち「旭」の実現に向け、地域の交通実

態に即した施策に取り組んでまいります。

次に、銚子連絡道路について申し上げます。

銚子連絡道路については、建設促進地区大会の決議に基づき、可能な限りの整備方策を積極的に講じ、一日も早い全線の完成を目指すよう、関係機関に要望してまいりました。

県では、飯岡バイパス東端の本市八木地先から銚子市八木町地先において新たな道路改築事業を計画し、地域の自然環境調査や生活環境調査を開始いたしました。今月中には関係者等を集めて事業説明会を開催する運びと聞いております。

また、整備区間に指定されている横芝光町から匝瑳市までの 期区間についても、都市計画決定の準備に入っているところであり、本事業の進展は、東総地域の交通の利便性向上と活性化に大きく寄与するものと期待しております。

次に、地区懇談会について申し上げます。

市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくにあたり、市民の皆さんと直接話し合い、市民の立場に立った行政運営を進めるため、去る10月16日の鶴巻小学校を皮切りに市内15か所で地区懇談会を開催いたしました。

延べ930人の出席をいただき、市民の皆さんからは、生活道路や歩道整備といった道路関係、ごみ対策や排水問題など環境問題、後継者対策や工業団地への企業誘致等の産業振興、いじめ問題への対策や小・中学校の耐震補強等の教育環境整備、子育て支援など少子化対策、さらには旭市の均衡ある発展や早期の一体性の確保を願うご要望など多くの意見が出されました。

市民の皆さんからいただいた意見や提案を、今後のまちづくりに生かしていくとともに、要望に応えられるよう精一杯努力してまいります。

次に、株式会社環境シンフォニックに対する一般廃棄物処理業の許可取消処分に係る行政処分取消請求訴訟の経過について、ご報告申し上げます。

千葉地方裁判所に提起されていた当該訴訟については、5月30日、8月4日及び9月22日の3度にわたる口頭弁論を経て、去る10月25日、原告の訴訟取下げという形で決着いたしました。

今後、本件の原因となってしまったような誤った事務処理がなされないよう慎重に事務を進めてまいります。

終わりに、職員の不祥事について申し上げます。

去る11月24日、環境課施設班の職員が、業務上過失傷害及び酒気帯びによる道路交通法違

反により旭警察に逮捕された件につきましては、現在、千葉地方検察庁八日市場支部において事情聴取中であり、処分が決定していない状況であります。

市といたしましては、本年11月2日に旭市職員の交通事故等に係る懲戒処分等の基準に関する規程を定め、職員に周知したところであり、こうした中でこのような事件が起きたことは、非常に残念であり遺憾であります。

本件については、事実関係を確認し、厳正な処分をしたいと考えており、また、このような不祥事の再発防止に向けて、去る11月27日には臨時の課長会議を招集し、指導の徹底を指示いたしました。今後とも、機会を捉えて注意を喚起し、二度とこのような事件を起こさぬよう努めてまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○副議長（高木武雄） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

日程第7 議案の補足説明

○副議長（高木武雄） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第6号、議案第12号、議案第13号については、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

○財政課長（高埜英俊） 議案第1号、議案第6号、議案第12号及び議案第13号について補足説明をいたします。

最初に、議案第1号は、平成18年度旭市一般会計補正予算第4号です。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ4,220万円を追加し、予算の総額を262億1,500万円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正であります。内容は、6ページの第2表で説明いたします。

第3条の地方債の補正であります。内容は、7ページの第3表で説明いたします。

2ページから5ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略し、事項別明細書により説明いたします。

6ページです。

第2表の債務負担行為補正は追加で、防衛施設周辺民生安定事業の忍坂横根線ほか2路線の道路改良工事を、平成18年度と19年度の2か年にわたって実施するもので、債務の保証を設定するものです。

金額は、平成19年度分の予定額でありまして、これに現計予算の歳出金額2,040万円を加えたものが全体事業費となります。

7ページです。

第3表の地方債補正は変更で、消防施設整備事業1,960万円の減額は、国・県補助金の採択と救急自動車、消防自動車の購入額が決定したことによるものです。

飛んで11ページです。

13款国庫支出金の主なものとしては、1項1目民生費国庫負担金の身体障害者（児）補装具負担金314万7,000円の追加は、利用者の増によるものです。

2項3目土木費国庫補助金の住宅・建築物耐震改修等事業費補助金180万円の追加は、国民宿舎施設耐震診断事業について計上するものです。

4目消防費国庫補助金の消防防災設備整備事業費補助金1,265万4,000円の追加は、消防車両整備事業に対し、補助金が決定したものです。

14款2項2目民生費県補助金の1節重度心身障害者（児）医療費助成金247万円は、申請者の増によるものです。

12ページです。

2節老人福祉費県補助金628万1,000円の減額は、国庫補助基準額の変更によるものです。

3目衛生費県補助金180万円の追加は、乳幼児医療対策費補助金で、助成対象が拡大されたことによるものです。

7目消防費県補助金1,278万9,000円の追加は、消防団活動費、消防施設強化事業、消防庫整備事業、消防車両整備事業に対する補助金が決定したものです。

8目県総合補助金2,390万円の追加は、元気な市町村づくり総合補助金で、説明欄1番は、ふるさと産業まつり、Y O U・遊フェスティバルへの補助、説明欄2番は、医療福祉・食・交流の郷づくり事業に対する補助が決定したものです。

17款繰入金は、財政調整基金から1,230万円を繰り入れるもので、今回の補正財源として必要な金額を追加するものです。

19款5項3目雑入の説明欄1番、配食サービス利用収入の220万5,000円の減額は、介護保険特別会計への組み替えによるものです。

説明欄2番、合併市町村地域資源活用事業助成金500万円の減額は、医療福祉・食・交流の郷づくり事業に対するもので、補助金の変更により皆減となります。

説明欄3番、自治総合センターコミュニティ助成金250万円の追加は、コミュニティ育成事業に対して内定したものです。

説明欄4番、救急振興財団資器材導入支援助成金129万1,000円の追加は、救急自動車に自動体外式除細動器を配備する事業に対して内定したものです。

20款市債は、1,960万円の減額であり、第2表で説明したとおりです。

以上で歳入の説明を終わりにして、次に歳出です。

事業を単位に、歳入で触れなかった主な補正内容を説明いたします。

初めに、各款の職員給与費の増減について説明いたします。

今回の補正は、当初予算で計上した科目別職員数と給料、手当及び共済費について、実際の配置に合わせて科目間の増減を行うものです。

この結果、総額で7,500万円余の減額となりますが、当初予算が給与構造改革前の旧給料表で積算してありましたので、新給与制度に切り替え後の給料表で計算し直した結果、減額となったものです。

14ページになります。

2款1項7目企画費の医療福祉・食・交流の郷づくり事業3,095万8,000円の追加は、大原幽学記念館映像音響機器設置と幽学の郷のほ場の整備を行うものです。

8目電子計算費の電算システム運用事業331万円の追加は、法改正に伴う国民年金システムの改修を行うものです。

10目地域振興費のコミュニティ育成事業250万円の追加は、椎名内岡区の祭り用品購入に補助をするものです。

飛んで18ページです。

3款1項2目障害者福祉費1,317万7,000円の追加は、利用者の増によるものです。

19ページです。

2項1目老人福祉総務費の説明欄4番、広域連合負担金164万4,000円の追加は、新規で、

健康保険法等の改正に伴い、９月に千葉県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が設立され、さらに平成19年１月に同広域連合が設立されるため、市の負担金を計上するものです。

20ページです。

３款２目生活支援費の説明欄１番、在宅介護支援センター運営事業262万5,000円の追加は、国庫補助基準額の変更に伴うものです。

説明欄２番、配食サービス事業760万8,000円、説明欄３番、家族介護用品給付事業761万円の減額は、介護保険特別会計の地域支援事業への組み替えによるものです。

３目介護保険費の説明欄２番、介護保険事業特別会計繰出金216万円の追加は、地域支援事業への組み替えによるものです。

３項４目保育所費の説明欄２番、保育所運営費278万7,000円の追加は、臨時職員の社会保険料の増加と、燃料費の高騰によるものです。

22ページです。

４款１項１目保健衛生総務費の説明欄２番、海上健康増進センター管理費157万5,000円の追加は、施設設備の修繕に対応するため計上するものです。

３目母子保健費360万円の追加は、旭市乳幼児医療対策事業規則の改正に伴い、入院助成の対象が「７日目から」から「初日から」に拡大されたことによるものです。

24ページです。

６款１項３目農業振興費600万円の減額は、農業振興地域整備計画策定基礎調査業務で、都市整備課及び税務課で委託した業務に、この業務に利用ができるものがあることから、事業を平成19年度に先送りするため、皆減するものです。

飛んで27ページです。

９款１項１目常備消防費の説明欄２番、常備消防事務費241万1,000円の追加は、自動体外式除細動器を購入するものです。

28ページです。

説明欄３番、消防車両整備事業291万8,000円の減額は、高規格救急車と消防自動車の購入額が決定したことによるものです。

２目非常備消防費142万円の減額は、消防自動車の購入額が決定したことによるものです。
30ページです。

10款２項１目学校管理費の説明欄３番、小学校保健管理費279万6,000円の追加は、新入学児童用防犯ブザーの購入と緊急警報システムが未設置である嚶鳴小、滝郷小、萬歳小、古城

小に設置をするものです。

説明欄 4 番、小学校施設改修事業2,043万6,000円の追加は、平成19年度実施予定の中央小、滝郷小、鶴巻小の校舎の地震補強、大規模改造工事を夏休み期間を中心に実施するために、今年度中に実施設計を委託するものです。また、15節工事請負費で、矢指小 1 階校舎のバリアフリー化、鶴巻小 3 階校舎トイレ洋式化、三川小特別支援学級開設のための改修工事を行うものです。

31ページです。

3 項 1 目学校管理費の説明欄 1 番、中学校施設改修事業703万7,000円の追加は、平成19年度実施予定の第一中学校校舎の地震補強、大規模改造工事の実施設計を行うものです。

説明欄 2 番、第二中学校改築事業の3,364万5,000円の追加は、南校舎の耐力度調査及び北校舎、南校舎の改築と、改築に伴う既存校舎の解体、屋外運動場の整備に係る実施設計を行うものです。

飛んで34ページです。

10款 5 項 3 目学校給食費の説明欄 2 番、第一学校給食センター管理費275万円、説明欄 3 番、第二学校給食センター管理費500万円、説明欄 4 番、第三学校給食センター管理費250万円の追加は、10月の強風・大雨により各施設で受けた破損や雨漏りを改修、修繕するものです。

13款 2 項 3 目国民宿舎事業会計出資金180万円の追加は、施設の耐震診断事業を実施するため、国庫補助金相当額を出資するものです。

35ページから37ページまでは、給与費明細書です。

38ページです。

本表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

今回の補正額は、消防債から1,960万円を減額することになり、18年度末現在高見込額は262億7,231万4,000円となるものです。

以上で、議案第 1 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 6 号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本議案は、神西住宅の一部及び双葉住宅の一部を用途廃止するため、条例別表に規定されている住宅の戸数を、神西住宅は53戸から45戸へ、双葉団地は67戸から65戸へと改めるものであります。

用途廃止をする理由ですが、神西住宅の８戸２棟及び市営双葉団地の２戸２棟が空き家となっており、老朽化が著しく、防犯などの面から解体撤去を行うものであります。

以上で、議案第６号の補足説明を終わります。

続いて、議案第12号は、財産の取得についてであります。

予定価格が2,000万円以上の動産を取得するため、地方自治法第96条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産の内容は、コミュニティバス車両２台です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は2,289万円です。

契約の相手方は、千葉県山武郡芝山町岩山字大宿1340番４、東京いすゞ自動車株式会社成田支店であります。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札参加登録業者で納入可能な３社を指名し、去る11月９日に入札を執行し、11月10日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は、平成19年３月26日です。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

最後に、議案第13号は、専決処分の承認についてです。

平成18年度旭市一般会計補正予算第３号であります。

今回の補正は、あさひ健康パーク整備事業の工事請負業者倒産による再度の工事発注と、旭クリーンセンターの粗大ごみ処理施設における爆発事故の復旧をするため、10月26日に専決処分をしたものです。

補正予算書の１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ4,150万円を追加し、予算の総額を261億7,280万円としたものです。

２ページと３ページは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略して、事項別明細書により説明いたします。

飛んで７ページです。

９款１項地方交付税の普通交付税は、57万円の追加です。

17款繰入金は、財政調整基金から1,500万円を繰り入れたものであり、今回の補正財源として必要な金額の追加です。

19款諸収入は、あさひ健康パーク整備事業の工事請負業者倒産による契約保証金を計上し

たものです。

保証金額は、前払金の2,992万円で、ここから工事出来高として契約金額9,975万円の4%となる399万円を差し引いた2,593万円が保証会社から納入されております。

以上で歳入の説明を終わりました、次に歳出です。

8ページです。

4款衛生費の塵芥処理施設運営費1,221万円の追加は、旭クリーンセンターの粗大ごみ処理施設における爆発事故により損傷を受けた施設の外壁と機械設備の修繕を行うものです。

8款土木費のあさひ健康パーク整備事業2,929万円の追加は、あさひ健康パーク整備事業の工事請負業者倒産による再度の工事発注に際し、前払金で支出した分が不足となるため、その補充と、当初19年度の工事予定であった北側道路の路盤工事を本年度事業として追加するものです。

なお、旭クリーンセンターの修繕は10月27日に、あさひ健康パークの工事は11月10日に、それぞれ発注をしております。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○副議長（高木武雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

○副議長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第2号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第2号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算第2号について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、第1条にありますように、歳入歳出予算にそれぞれ818万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億8,962万5,000円とするものです。

補正予算をお願いする理由は、地域支援事業費の関連予算です。

地域支援事業は、制度改正により18年度から新たに創設された事業ですが、特定高齢者施策と一般高齢者施策の事業対象者について、基本健康診査が終了した現時点で、当初予算計上時の見込み数と相違が生じたことから、施策ごとに組み替えが必要になったものです。

また、任意事業については、平成18年度の地域支援事業交付金要綱が示されたことにより、一般会計に計上していた本事業の対象になる事業を交付金の限度額まで介護会計へ組み替えるものです。

予算書の2ページから6ページは、歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。

歳入から補正予算の内容をご説明いたします。

2款国庫支出金、2項4目地域支援事業交付金432万円の増は、地域支援事業費に係る交付金で、交付率は、介護予防事業に係るものは25%、任意事業に係るものは40.5%のルール分です。

3款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金81万7,000円の減額は、介護予防事業の減額に伴い、その財源として31%を減額するものです。

4款県支出金、2項1目地域支援事業交付金216万円の増額は、介護予防事業に係るもの12.5%、任意事業に係るもの20.25%です。

6款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金216万円の増額は、県と同じ負担率です。

8ページになります。

8款諸収入、2項2目雑入35万9,000円の増額は、配食サービス1食当たり300円の利用料を見込みました。

次は、9ページになります。

歳出です。

4款基金積立183万7,000円の減は、地域支援事業費に係る第1号被保険者の負担率19%相当分を基金積立金を減額することにより充当し、これにより補正後の18年度末基金保有見込み額は2億7,883万4,000円となります。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防特定高齢者施策事業費813万円の減は、特定高齢者として見込みました人数が減ったため、それぞれの事業費を減額しました。

2目介護予防一般高齢者施策事業365万4,000円の増は、特定高齢者施策から組み替えた

292万3,000円と、一般会計から組み替えた73万1,000円です。

10ページです。

2 項 1 目任意事業費1,449万5,000円の増は、初めに説明いたしましたように、施策ごとに組み替えしたものです。

説明欄 3、成年後見制度利用支援事業は新規事業で、4 親等以内の親族がなく、判断能力が不十分な高齢者の成年後見制度に係る審判請求の手續等の費用を見込みました。

以上で、議案第 2 号の補足説明を終わります。

○副議長（高木武雄） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 3 号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 山崎健次 登壇）

○下水道課長（山崎健次） 議案第 3 号、平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

平成18年度の下水道事業特別会計の職員給与費の予算額は、当初12名でございましたが、4 月 1 日付で 1 名増員となったことから職員給与費を増額するものでございます。

補正予算書の 5 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、一般事務関係職員給与費でございます。説明欄 1 の一般事務関係職員給与費は、当初 7 人から 8 人になったものでございまして、250万円の増額となります。内訳としましては、給料112万6,000円、職員手当等83万2,000円、共済費53万1,000円、負担金補助及び交付金 1 万1,000円でございます。

2 款事業費、1 項 1 目維持管理費の施設維持管理関係職員給与費は150万円の増額となります。内訳は、給料74万6,000円、職員手当等75万4,000円でございます。

給与費全体で100万円の増額となります。

次に、6 ページをお開きください。

4 款予備費、1 項 1 目予備費は100万円の減額をするものでございます。

なお、予算総額の変更はございません。

7 ページになります。

給与費明細書となっています。（ 1 ）総括表は増員に伴います給与費100万円増額のうち、負担金補助及び交付金の 1 万1,000円を除いた98万9,000円について記載されているものでございます。

8 ページ、9 ページは、給料手当等の明細及び級別職員数となっています。

以上で、議案第 3 号の補足説明を終わります。

○副議長（高木武雄） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 4 号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

○飯岡荘支配人（野口國男） 議案第 4 号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算第 1 号について補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きをいただきたいと思います。

第 1 条は、補正予算を定める総則でございます。

第 2 条は、当初予算第 3 条に定めました収益的収入及び支出の予定額の補正を、次の 2 ページの第 3 条には、当初予算第 4 条に定めました資本的収入及び支出の予定額の補正を、それぞれ記載のとおり定めました。

内容につきまして、4 ページをお開きをいただきたいと思います。

平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算第 1 号実施計画でございます。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入につきましては、第 1 款国民宿舎事業収益 2 億2,044万9,000円から207万5,000円を減額補正いたしまして 2 億1,837万4,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第 2 項営業外収益のうち第 1 目補助金20万円の減額は、国民宿舎協会からの経営改善事業補助金を資本的収入へ科目更正するための減額でございます。

第 2 目雑収益の187万5,000円の減額は、ご指摘を受け無料化いたしました送迎バス実費収入の減額分でございます。

続いて、支出につきましては 5 ページをお願いいたします。

国民宿舎事業費用 2 億1,851万6,000円から164万5,000円を減額補正いたしまして、2 億1,687万1,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第 1 項営業費用のうち第 1 目宿舎経営費126万円の減額は、経営診断業務委託料を資本的支出へ科目更正するための減額でございます。

第 2 項営業外費用のうち第 3 目消費税の38万5,000円の減額は、課税支払額の増加に伴う減額でございます。

続いて、6 ページをお開きをいただきたいと思います。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入につきましては、当初予算では見込んでおりませんでした、今回の補正で200万円を増額するものでございます。

内訳につきましては、第1項出資金のうち第1目出資金180万円の増額は、一般会計からの出資金で、耐震診断調査事業における国庫補助金相当額でございます。

第2項補助金のうち第1目補助金20万円の増額は、国民宿舎協会からの経営改善事業補助金を収益的収入から科目更正するための増額でございます。

続いて、7ページをお願いいたします。

支出につきましては、919万2,000円に876万7,000円を増額補正をして、1,795万9,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項建設改良費のうち第1目工事費750万7,000円の増額は、耐震診断調査及び施設改善基本調査業務委託料でございます。

次に、当初予算では見込んでおりませんでした第3項開発費のうち第1目開発費126万円の増額は、経営診断業務委託料を収益的支出から科目更正するための増額でございます。

したがって、補正後の資本的収支不足額1,595万9,000円の財源でございますが、2ページに戻っていただきたいと思います。

第3条には、当初予算の財源内訳と補正後の財源内訳を比較して記載しておりますが、補正後の財源を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,595万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額72万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1,423万円、減債積立金100万円に改めるものでございます。

なお、今回の補正で第1款資本的支出に第3項開発費を設けたため、当初予算における第3項予備費が第4項予備費に繰り下がるものであります。

次に、8ページをお開きをいただきたいと思います。

平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算資金計画でございます。

補正後における当年度末の現金を9,113万9,000円と予定するものでございます。

次に、9ページから11ページまでは、平成18年度末の予定貸借対照表でございます。

11ページの下の方になりますが、当年度末の純利益77万4,000円と、繰越利益剰余金を合わせました1,112万4,000円が、当年度末処分利益剰余金となる見込みでございます。

以上で、議案第4号についての補足説明を終了させていただきます。

○副議長（高木武雄） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

議案第5号、議案第9号について、企画課長、登壇してください。

(企画課長 加瀬正彦 登壇)

- 企画課長(加瀬正彦) それでは、議案第5号、基本構想を定めることについて補足説明を申し上げます。

提案理由でも申し上げましたとおり、地方自治法第2条第4項の規定によりまして、基本構想を定めるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

「第1章 旭市が目指す将来のすがた」「1. 構想策定の目的」であります。合併後の新旭市の地域資源等を最大限に生かし、誰もが健康で安心・安全に暮らせる「日本一住みよいまち」を目指すための総合的かつ計画的な指針として定めるものであります。

「2. 目標年次」でございますが、平成28年度といたしまして、19年度から10か年の基本構想とするものであります。

「3. まちづくりの基本理念」でございますが、新市建設計画の基本理念を尊重いたしまして、「自立・共生・協働によるまちづくり」を基本理念として掲げるものであります。

2ページをご覧ください。

基本理念として掲げました「自立・共生・協働」が必要とされる背景等を記述してございます。

3ページになります。

「3. 将来都市像」であります。市民一人ひとりが生きがいや人生の目標を持ち、豊かな自然環境を生かした多彩で活発な交流が展開され、心身ともに健康な暮らしが実現されることを目標に、将来都市像を「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市 旭」、副題を「日本一住みよいまちを目指して」として設定しています。

4ページになります。

将来都市像の構想イメージ図となっています。

続きまして、5ページをお願いいたします。

将来人口につきましては、新市建設計画と同様のコーホート変化率法により推計し、直近の平成17年度国勢調査人口を反映した結果、平成28年の人口を6万7,800人と想定いたしました。新市建設計画より約2,000人ほどの減少で、厳しい推計となっております。

6ページをお願いいたします。

就業人口の推計でありますので、これはご覧いただきたいと思います。

続いて、7ページをお願いいたします。

世帯数でございます。2万2,600世帯と推計しています。

100人単位で数値を丸めていますので、新市建設計画との差は生じておりません。

8ページをお願いいたします。

土地利用構想であります。

土地利用については、豊かな自然と田園空間を保全しつつ、均衡あるまちづくりを進めるため、三つの基本的な方針を設定することといたしました。

一つ目は、産業構造や都市機能等の適切な配置と役割分担を考慮した、計画的な土地利用を進めること。

二つ目は、自然や居住環境及び交通・都市基盤等の、地域特性を生かした均衡ある土地利用を進めること。

三つ目は、基本的には新市建設計画を踏襲した、ゾーン・拠点・軸による土地利用を進めることであります。

9ページになります。

ゾーン別の土地利用方針です。

一つ目、住居系ゾーンは、幹線道路沿いや鉄道沿線の住宅が集積している地域及びその周辺地域を、二つ目の商業系ゾーンは、中心市街地や国道126号沿いを、農業系ゾーンは、平野及び台地部の農業地帯を、四つ目の水産系ゾーンは、飯岡漁港とみなと公園及びその後背地を、緑地系ゾーンは、市域を包み込むように展開する斜面緑地を中心に、ゾーンとして位置付けています。

各ゾーンの特徴や地域資源を生かしたまちづくりを図ってまいりたいと考えています。

拠点の整備方針といたしましては、一つ目として地域核、市役所及び支所周辺を、医療拠点、旭中央病院を、工業拠点、あさひ鎌数工業団地と干潟工業団地を定めております。

10ページとなります。

環境衛生拠点として、クリーンセンター周辺、それから歴史・文化拠点といたしまして、大原幽学記念館周辺、竜福寺の森周辺等、それから東総文化会館・東部図書館が立地する文化の杜公園、その周辺を、それから健康スポーツ拠点といたしまして、東総運動場・旭スポーツの森公園、海上コミュニティ運動公園等の社会体育施設及び各地区にございます健康増進センター等を定めています。

森林レクリエーション拠点は、海上キャンプ場、滝のさと自然公園周辺を拠点として位置付け、各拠点の有効活用や周辺環境等の保全・整備を図ってまいるものとしています。

今申し上げましたそれぞれの区域等につきましては、11ページの土地利用構想、これはあくまでもイメージ図でございますが、ご確認いただきたいと思います。

なお、歴史・文化拠点、健康・スポーツ拠点、森林レクリエーション拠点につきましては、表示しますと煩雑となりますので表示しないこととしています。

12ページをお願いいたします。

第2章、まちづくりの基本方針であります。

真ん中から下の「施策の体系・展開図」をご覧くださいと思います。

施策体系ですが、六つの分野の大綱に整理してございます。

これらを、「自立・共生・協働」の基本理念のもと、将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市 旭」を実現しようとするものであります。

13ページをお願いいたします。

ここからは、具体的な施策について記述した部分です。

施策の大綱の一つ目、「安全で魅力のあるまちづくり」でございます。

施策の方向につきましては、過日の全員協議会におきましてご説明したとおりでございますので、個別施策を中心にご説明申し上げます。

まず、(1)の地域の実情に即した土地利用では、産業構造を考慮した土地利用を図るとともに、道路、公園、上下水道などを計画的に整備して均衡あるまちづくりを進め、また景観などにも配慮した魅力ある住みよいまちづくりを進めたいと考えております。

(2)の道路・公共交通網では、中央病院へのアクセス道路をはじめ、地域間を結ぶ幹線道路や生活道路の整備を進め、また公共交通網については、コミュニティバスの運行計画を見直すとともに、路線バスや鉄道についても運行の維持・充実を図っていききたいと考えております。

14ページをお願いいたします。

(3)の交通安全・防犯対策です。交通事故をなくすための道路交通環境の整備や防犯については、自治会等と連携した地域ぐるみの防犯活動を推進していききたいと考えています。

(4)の消防・防災対策では、消防・救急救命体制の充実や、防災行政無線を整備し、市民が安心・安全に暮らすことができる災害に強いまちづくりを目指そうとするものであります。

(5)のユニバーサルデザインの推進では、既存の公共施設については、高齢者や障害のある方が安全で快適に利用できるようバリアフリー化を進めるとともに、今後のまちづくり

にあたっては、すべての人が安全・快適に利用できるようユニバーサルデザインを推進して
いこうとするものであります。

15ページをお願いいたします。

施策の大綱の二つ目、「快適でうるおいのあるまちづくり」でございます。

(1) の環境保全対策の充実です。環境基本計画を策定し、自然とのふれあい活動の推進
や自然環境の保全に努め、自然と共生できるまちづくりを目指そうとするものであります。

(2) の循環型社会の構築では、市民生活や経済活動に伴って発生する廃棄物について広
域的な処理を図っていくとともに、分別の徹底や排出抑制・再生に努め、また不法投棄につ
いては、監視体制の強化等総合的な対策を推進していきたいと考えています。

(3) の上水道の整備では、施設の維持補修を計画的に行うとともに、各地区の上水道の
一体化を図ります。また、未給水地域の解消に努めようとするものであります。

16ページになります。

(4) の下水道の整備では、公共下水道等の整備や合併処理浄化槽の設置促進など、地域
の実情に合った污水处理施設の整備を推進してまいります。

(5) の排水対策では、排水計画を策定し、排水路や河川の整備を進めたいと考えており
ます。

(6) の公園の整備と緑化の推進では、市民の憩いの場、健康増進の場、交流促進の場と
するとともに、災害時の避難場所として機能を併せ持った公園整備を進めます。また、市民
に親しみのある公園とするため、計画や維持管理等への市民参画を推進していこうとするも
のであります。

(7) の住宅対策では、住みやすく魅力的な住環境の形成を促すとともに、市営住宅につ
いては、適正な維持補修を図ってまいります。

17ページとなります。

施策の大綱の三つ目、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

個別施策の(1) 保健の充実では、保健センターや健康増進センターの利用環境の改善に
努めるなど、学習機会の充実や健康づくりの推進体制の強化を図っていきたいと考えており
ます。

(2) の医療の充実では、基幹病院としての中央病院については、医療サービスの充実と
経営の効率化を図るとともに、地域の医療機関との連携や機能分担を推進し、医療体制の充
実を図ってまいります。

(3) の児童福祉・子育て支援の充実では、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりに努め、地域全体で子育てを支援できるしくみづくりを推進したいと考えております。

18ページをお願いいたします。

(4) の高齢者福祉の充実では、高齢者が、地域活動の担い手として活動できる体制を作るとともに、介護の必要な高齢者については、保険制度による福祉サービスの充実を図っていきたいと考えています。

(5) の障害者福祉の充実では、在宅福祉サービス等の充実を図り、効率的かつ持続可能な制度を整備するとともに、障害者の社会参加を進めていきたいと考えています。

(6) の母子・父子・寡婦福祉の充実では、経済的な安定と、自立した生活を送れるよう、支援してまいるものでございます。

(7) の低所得者福祉の充実では、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、経済的自立を促進するため、相談・指導体制を拡充してまいります。

(8) の地域福祉の充実では、市民・地域・行政が一体となって社会全体でサポートし合うしくみづくりを進めてまいるものでございます。また、国民健康保険制度の健全な運営に努めるとともに、国民年金制度の市民の理解と認識を高めていきたいと考えております。

19ページになります。

施策の大綱の四つ目、「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

個別施策の(1) 幼児教育の充実では、幼稚園に対し運営費の助成を行うとともに、保護者の経済的負担の軽減策を講じるなど、幼児教育の充実を図ってまいります。

(2) の学校教育の充実では、子どもたちが正しく判断できる力と、実践的な社会性を培うよう指導体制の充実を図ります。また、学校施設については耐震補強工事等を実施し、児童・生徒の安全確保を図ってまいります。

(3) の家庭教育の充実では、学習会等を通じて家庭の教育機能の強化を推進します。

(4) の青少年の健全育成では、これは20ページになります、地域社会全体で子どもたちをはぐくみ、思いやり・優しさを持ち、人や社会とのかかわりを重視した人づくりに取り組んでまいります。

(5) の生涯学習の充実では、市民が誰でもいつでも集い学べる施設を充実させ、講座の積極的な開催と人材の育成を図るとともに、図書館については、小・中学校等の関連施設をネットワーク化し、サービスの充実を図ってまいります。

(6) の生涯スポーツの振興では、市民が利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設の運営に努めるとともに、各種スポーツ大会等の開催や、指導者及び総合型地域スポーツクラブ等の育成に努めてまいります。

(7) の芸術文化の振興・伝統文化の保存では、史跡や伝承民俗芸能等の保護・保存に努めるとともに、新たな文化の創造に努めてまいります。

(8) の国際交流の推進では、国際化時代に対応した人材の育成や、在住外国人に対する行政サービスの充実を図ってまいります。

21ページになります。

施策の大綱の五つ目、「活力と躍動感に満ちたまちづくり」でございます。

個別施策の(1)、農業の振興では、農業生産基盤の強化等により所得の向上を目指すとともに、担い手の確保や後継者の育成を図ってまいります。また、消費者の健康・安全志向に応えるための取り組みや、環境に優しい循環型農業等を推進してまいります。

(2) の水産業の振興では、漁業経営の維持・安定化を図るためのさまざまな施策の展開や、体験漁業等のブルーツーリズムを進めていきたいと考えております。

(3) の商業の振興では、中心市街地及び幹線道路を軸とするロードサイドショップ、また各地区の既存商店街について、バランスのとれた発展と活性化への取り組み等を支援してまいります。

22ページになります。

(4) の工業の振興では、優良企業の誘致を積極的に推進し、雇用の場の創出により若者の定住化を図るとともに、既存企業の振興と活性化を目指してまいります。

(5) の観光の振興では、観光産業の基盤づくりを進め、宿泊滞在者やリピーターの増加を目指してまいります。

(6) 労働・雇用対策の充実、(7) 消費生活の支援では、就労に係る情報や消費者生活に係る情報を継続的に提供してまいります。

23ページになります。

施策の大綱の六つ目、「共につくる夢のあるまちづくり」であります。

(1) の市民参画・協働の促進では、積極的な行政情報の提供や市民サービスの把握に努め、パートナーシップの確立を目指すとともに、今後のまちづくりを担う人材の発掘・育成を進めてまいります。

(2) の交流・地域活動の振興では、地域・世代・学校や団体間の交流を促すとともに、

ボランティア団体等への支援により、地域コミュニティ活動の活性化を図ってまいります。

(3) の行政改革の推進では、行政改革アクションプランに基づき、行政のスリム化・効率化を図ってまいります。

24ページになります。

(4) の時代に即した行政運営では、地方分権の進展等に対応した、親しみやすい市役所の創造等を進めてまいります。

(5) の健全な行政運営では、経費節減を図るとともに、将来に過大な負担を残さないよう留意しつつ、一定水準の基金を確保してまいります。

(6) の男女共同参画社会の形成では、意識の啓発や学習・研修機会の充実を図るとともに、各種審議会等への女性の登用を推進してまいります。

(7) の電子自治体の推進では、行政サービスの向上、行政事務の効率化を目指して、電子自治体を推進してまいります。

25ページになります。

第3章まちづくりにおける市民と行政の役割です。

地方分権の進展、それから厳しい財政状況のもとで複雑化、多様化する市民ニーズに対応したまちづくりを進めるためには、市民と行政が知恵や力を出し合って、まちづくりに取り組んでいくことが必要となっています。そのような市民参画・協働が求められる背景や、協働を進める上での市民の役割・行政の役割を記述しております。

最後のページにつきましては、「協働による新しいまちづくりの実現」についてのイメージ図となっています。

以上で、議案第5号、基本構想を定めることについての補足説明を終わりにいたします。

続きまして、議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について補足説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、「収入役」が「会計管理者」に、「吏員その他の職員」が「職員」に、それぞれ改められることに伴い、組合理約の一部改正の必要が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約の内容につきましては、議案をご覧くださいと思います。

第9条でございますけれども、第9条中「収入役」を「会計管理者」に改めるとともに、会計管理者の任命の方法を定めるものであります。

第10条につきましては、「任期」を定めた規定がありますが、「収入役」の文言を削るため、所要の整理を行うものであります。

第11条については、「収入役」を「会計管理者」に改めるものであります。

第12条については、「吏員その他の職員」を「職員」に改め、所要の文言整理を行うものであります。

なお、附則において、施行日を平成19年4月1日とすることを定めております。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○副議長（高木武雄） 企画課長の補足説明は終わりました。

議案第7号、議案第11号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

○水道課長（堀川茂博） 議案第7号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、大きく分けますと2点でございます。

一つは、提案理由の中で市長から申し上げました水道料金の改定でございます。

現行の水道料金につきましては、合併前の市町において事業開始以来おおむね3年ごとに改正されながら、平成12年4月に至った4種類の水道料金を新市が引き継いだものです。いわば暫定的な措置となっている水道料金を、合併協議会の合意に基づき7年ぶりに改正し、平成17年4月1日から単一料金に統一を行うものです。

二つ目は、水道料金と給水申込納付金について消費税及び地方消費税を総額表示に改めるもので、具体的には課税方式を外税から内税方式に改めるものでございます。

以上が改正の趣旨です。

なお、今回の改正に当たりましては、旭市水道事業運営協議会へ諮問を行い、5回にわたる審議を重ねられ、その答申を受けて、使用者であるお客様への負担増を勘案し、最終的に市長の政治判断のもとに決定された額でございます。

それでは、お手元の条文の順に従いまして説明いたします。

第24条の改正は、水道料金の改正となっています。

合併前の市町で適用していた不均一の料金を、専用及び共用給水装置の二つの統一料金に改め、併せて消費税相当額を外税方式から内税方式に改めるものであります。これによりまして、別表第1も消費税を含んだ総額表示に改め、料金の算定を基本料金と超過料金の合計額とするものであります。

今回の改正によりまして、1立方メートル、家庭用のおふる5.5杯分当たりの水道料金で合併前の市町ごとに比較しますと、税込み額で、旭地区では26円25銭、海上地区では34円95銭、飯岡地区では35円20銭、干潟地区では42円の負担増となります。

第31条第3項の改正につきましては、給水申込納付金でございます。料金と同様に、消費税相当額を外税から内税方式に改めるものでありまして、別表第3は消費税を含んだ総額表示に改めるもので、納付金の額に変更はございません。

続きまして、附則の説明をいたします。

附則第1項は、施行日を平成19年4月1日とするものです。

附則第2項は、経過措置として改正後、改正前の条例の適用区分を定めたものです。

附則第3項は、使用期間が4月1日をまたがる場合の料金の計算方法で、使用者の公平性を勘案しまして、旧料金、新料金について日割り計算とする規定でございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

引き続きまして、議案第11号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、平成19年4月1日から吏員制度が廃止され、「吏員その他の職員」が「職員」に改められることに伴い、東総広域水道企業団規約第9条を改正することについて協議をするものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○副議長（高木武雄） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第8号、千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、補足説明を申し上げます。

本案は、医療制度改革の推進に伴い、現在市町村単位で行っている老人保健制度が平成20年度からは県単位で、しかも県下56市町村が広域連合を組織して行う後期高齢者医療制度に切り替わることから、その準備段階での規約制定の承認をお願いするものであります。

初めに、第1条では、その名称を「千葉県後期高齢者医療広域連合」と称し、第2条では、県下全市町村で組織することが盛り込まれ、第3条では、その範囲を、千葉県の区域とすることが記載されております。

次に、第4条においては、広域連合と市町村との事務分担が示されており、広域連合で行

うものには、資格の管理、医療給付、保険料の賦課、保健事業等があり、市町村事務としては、申請・届け出に関する窓口事務と保険料徴収事務、それに委託される範囲での保健指導事業等が主な業務となります。

続きまして、第5条では、地方自治法第284条第3項の規定により、総合的な計画を策定するための内容が記され、第6条では、事務所の位置を千葉市内とする旨、記載されております。

第7条から第10条までは、広域連合議員の関係となりますが、資格は市町村議会議員で、定数は56、すなわち県下各市町村1名ずつの選出となります。その選出方法ですが、規定では地方自治法第118条の例によるとありますので、各市町村議会が行う選挙方式ということになります。その選挙時期につきましては、旭市の場合、3月定例会でお願いする予定であります。また、その任期につきましては、地元議員としての任期が適用されるということでもあります。

なお、広域連合議会においては、第10条により、議長・副議長各1名の選挙が予定されております。

第11条から第14条までは、執行部側の組織ということになりますが、要約いたしますと、広域連合に連合長、副連合長、会計管理者、連合職員を置き、広域連合長は56市町村の長の中から投票により選挙するということであります。また、その任期は4年となっておりますが、地元首長としての任期の方が短い場合には、そちらが優先されるということになっていきます。

第15条並びに第16条では、市町村同様、選挙管理委員会委員4名と監査委員2名の設置が規定されています。

第17条は、重要事項を審議するために協議会を設ける規定であり、その構成は市町村長から選出されたものとなっております。

第18条は、広域連合の経費の支弁方法の規定であり、その内訳は、市町村負担金、事業収入、国県支出金等となっております。

第19条は、規則への委任規定であります。

引き続き、附則の規定についてご説明いたします。

まず、施行期日ですが、この規約は来年1月1日からの施行となりますが、ただし書きにおいて、会計管理者の設置は来年4月1日から、第4条における広域連合が処理する事務については平成20年4月1日からの施行となります。

次に、経過措置ですが、第4条の広域連合が処理する事務については、本稼働は平成20年4月1日となりますが、その前日までは準備行為を行うこととします。

最後に、広域連合長の最初の選挙ですが、投票は千葉県自治会館内で行うということであり
ます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○副議長（高木武雄） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 小長谷 博 登壇）

○環境課長（小長谷 博） 議案第10号、東総衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、「収入役」が「会計管理者」に、「吏員その他の職員」が「職員」に、それぞれ改められることに伴い、組合理約の一部改正の必要が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約変更の内容についてご説明いたします。

第7条は、執行機関の組織及び選任の方法に関する規定であります、「収入役」を「会計管理者」に改めるものであります。

第8条は、正副管理者の任期に関する規定であります、見出し中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、同条第1項中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、「又は収入役として」を削り、同条第2項中「、副管理者又は収入役」を「又は副管理者」に改め、「又は収入役」を削るものであります。

第9条は職員に関する規定であります、第1項中「組合に必要な吏員その他の職員」を「第7条に定める者を除くほか、組合に職員」に改め、同条第2項中「職員」を「前項の職員」に改めるものであります。

なお、附則において、施行日を平成19年4月1日とすることを定めるものであります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○副議長（高木武雄） 環境課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

○副議長（高木武雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 零時 3分